

会計制度における IFRS 受容のあり方に関する研究の棚卸しと展望

米 山 正 樹
東京大学

要 旨

本稿における第 1 の主題は、日本における IFRS 任意適用の合理性をめぐって研究者がどのような議論を展開してきたのか、であった。この点を明らかにするため、本稿では、2005 年から 2017 年までに JAIAS 年報に掲載された論文のうち、上記の問題に取り組んだものを対象とした研究の棚卸しを行った。そこでの棚卸しは、この問題に取り組んだ多くの先行研究が Dye and Sunder [2001] をはじめとする海外の先行研究に依拠していることを示唆していた。

こうしたことから本稿では、第 2 の主題として、Dye and Sunder [2001] の議論がいま日本で行われている IFRS 任意適用の合理性を論じる際の枠組みとして、いまもなお有効かどうかを検討した。Dye and Sunder [2001] は、一定の前提が満たされた時に、特定市場において複数基準の適用を容認するのが合理的となる旨の議論を展開している。本稿の分析は、そこでいう「前提条件」を日本市場が満たしているかどうかの検討は、いまだほとんど行われておらず、その解明が急がれることを示唆している。

I はじめに —本稿の主題と手法—

2010年3月期決算から導入されたIFRS (International Financial Reporting Standards) の任意適用は、いまでは日本の証券市場に根づいたといつてよい。ただしIFRSの任意適用は、当初から恒久化を念頭に置いたものではなかったことが知られている。当時は米国が自国の企業に対しIFRSの強制適用を求める可能性を模索しており、もし米国までもがIFRSを強制適用した場合には、日本においても強制適用がほぼ不可避の選択肢になる、という事実認識が広く共有されていた。そこで将来におけるIFRSの強制適用を見据え、IFRSの適用を望む企業にその適用を認め、日本市場におけるその「使い勝手の良さ」や適用上の問題点に係る経験を積むことが任意適用に期待されていたといつてよい。

その後IFRSの受入れに係る米国の方針は変化し、少なくとも当面の間、米国が国内企業にIFRSの強制適用を求める可能性は乏しくなったと考えられている。そうであれば、日本で「当初の方針に従って」IFRSの任意適用を続けることについては、その大義名分が失われたといつてよい。

もちろん、「当初の大義名分」が失われたことは、IFRSの任意適用を中止すべし、という判断とただちに結びつくわけではない。新たな環境のもとでも、IFRSの任意適用を認めることが(別の理由から)合理的でありうるためである。ただしIFRSの任意適用が引き続き合理的といいうるためには、日本市場がどのような状況下にあるのかを特定化したうえで、その条件下でIFRSの任意適用がなぜ合理的といいうるのかを検討しなければならない。つまりIFRSを任意適用することの合理性を改めて検

討し直さなければならない。はたして日本の研究者はこの問題に目を向け、IFRSの任意適用がどのような状況下で合理的な選択となりうるのかに関して、先行研究が依拠しているモデルを精緻化し、改善するための努力を行ってきたのであろうか。それとも研究者の関心は別のところに向けられてきたのだろうか。これが本論文の主要なresearch questionである。

よく知られている通り、日本においてIFRSをどう受け入れるのが未確定だった時期(任意適用の方針が決定されるまで)は、日本市場におけるIFRS受容のあり方をめぐり、さまざまな議論が行われてきた。そうした議論としては、任意適用か、それとも強制適用か、という問題のほか、(a)どのような属性を備えた企業にIFRSの適用を許容(または強制)するのか、(b)周辺諸制度とどう調整を図りながらIFRSを導入するのか(会社法の計算規則や税法にまでIFRSの影響は及ぶのか)、などが知られている。前者の問題はプライマリー・リスティングのケースとセカンダリー・リスティングのケースとをどう区分するのか(IFRSを適用する国内企業と外国企業との関係をどうみるのか)という形で論じられることもあり、また後者の問題は連結先行か、それとも連単分離か、という形でも論じられることもあった。前者の問題はさらに連結と単体との「役割分担」に係る再検討、という形をとることもあった。

ただしこれらの論点は、「IFRS任意適用の合理性はどこにあるのか」という本論文の主題と間接的な関係にとどまる。つまり周辺諸制度とどのような調整を図りながら、どの範囲の企業にIFRSの任意適用をなぜ容認するのかという議論に明確な決着がつけられたとは思えない。こうした事実認識から、本論文では、米国国内企業に少なくとも当面の間、IFRSは強制適用されないことが決まった後もなお、日本におい

て IFRS を任意適用し続けることの合理性を改めて問い直す。

まず第 2 節では、JAIAS 年報で「IFRS 受容のあり方」に関して過去どのような議論が行われてきたのかを確認する。多くの研究者は(a)任意・強制適用それぞれの合理性に関心を寄せてきたのか、(b) (任意あるいは強制適用を与件として) どのような属性を有する企業を適用対象とするのかに関心を寄せてきたのか、それとも(c)周辺諸制度との調整をどう図るのかに関心を寄せてきたのか、あるいは(d)主要な論点はその他の領域にみられるのか、などの確認がここでの中心的な課題である。これはまさしく「研究の棚卸し」に相当する作業である。

続く第 3 節では、「任意か、強制か」をめぐる未解決の論点で、「研究の棚卸し」を通じて明らかとなったものについて、今後どのような検討が求められているのかを論じる。より具体的には、(a)任意適用を支持する仮説に適う事実が実際に観察されているのか、(b)任意適用を導入した時と現在とで、財務報告を取り巻く環境は変化しているのか、(c)かりに環境が変化しているとして、その事実は「任意適用の合理性」とどう関わっているのか、などがこの節の中心的な検討課題である。これは「棚卸し」にもとづく将来展望に相当する作業である。

これらの作業をふまえた結論は、第 4 節において論じられる。どのような条件下で、任意適用がなぜ支持されるのかを直接的な研究対象とする文献は、第 2 節の「棚卸し」作業からは見出せない。ほとんどの先行研究は任意適用を与件としたおり、任意適用自体の合理性については海外における先行研究の紹介にとどまっている。任意適用の開始から 10 年近くが経過したいま、(a)先行研究がどのような条件下で任意適用を支持しようと論じているのかを精査したうえで、(b)実際にそうした条件が日本市場

で観察されているのかを確かめてみる必要が残されている、というのが結論の要約である。

II JAIAS 年報掲載論文の棚卸し

第 1 節に記した通り、本論文は、日本における IFRS 受容のあり方、とりわけ任意適用を許容する方法の合理性がどこにあるのか、を主題としている。本節では、本学会に所属する研究者はこの問題に多くの関心を寄せているだろうという想定のもとで、JAIAS 年報に掲載されている諸論文がこの問題をどう論じてきたのか、に関する棚卸しを行う。執筆時点で入手が容易なのはウェブ上で全文が公開されている 2005 年から 2017 年までの年報であったことから、この期間に掲載された論文を調査の対象とする。より具体的には、主要な研究主題が「日本における IFRS 受容のあり方」にあると著者(米山)が判断した論文を抽出し、それらを概要や貢献に応じて分類・整理した。その際、研究主題は必ずしも「日本における IFRS 受容のあり方」それ自体でなくても、この問題に係る含意を引き出しうる一部の文献も「関連する文献」と判定した。

その結果は文末の表に要約した通りである。抽出した論文から研究主題だけを抽出すると以下ようになる。すなわち(1)日本企業に適用しうる会計基準とその組み合わせ(想定可能な選択肢)、(2)日本企業と日本市場に上場する外国企業との間で(会計基準の選択に関して)取扱いの整合性を保つ必要性、(3)コンバージェンスの具体的な手法(基本的な会計観で異なる複数の会計基準について差異を解消する際の留意点)、(4)「完全な統一」の功罪(先行研究の紹介)、(5)「完全な統一」と「複数基準の共存」との対比、(6)周辺諸制度の IFRS 導入に及ぼす影響、(7)IFRS を任意に適用する経営者の動

機、(8)公開企業と非公開企業とでIFRS適用条件の整合性を保つ必要性、および(9)日本におけるIFRS導入戦略の決定要因である。このうち「日本市場におけるIFRS任意適用の合理性」という研究主題との関連が深いのは(4)と(5)だけであろう^④。

上記の整理をふまえ、棚卸しの結果を要約するならば、まず全般的な傾向として、日本市場におけるIFRS受容のあり方を主題とする論文が年報掲載論文に占める比率は調査対象期間を通じて低く、任意適用が決まった後は、さらに文献数が減少していることを指摘しうる。この事実、IFRSを任意で適用することの合理性については十分なコンセンサスが得られており、いわば「解決済みの問題」という事実認識が学界で浸透していることを示唆しているのかもしれない。

しかも「IFRS受容のあり方」を主題とする数少ない文献のほとんどが、任意適用を与件としたうえで、周辺諸制度との調整をどう図るのかという問題や、適用対象企業をどう絞るのか、という問題に焦点を当てている。言い換えれば、任意適用自体の合理性を問うている文献は僅少にとどまる。さらに任意適用自体の合理性を主題とするきわめて少数の文献は、Dye and Sunder [2001]をはじめとする海外の先行研究を紹介することに終始しており、そこに内在する論理を再検討するような営みはみられない。

こうした「棚卸しを通じた主要な発見事項」は、IFRSを日本市場で任意適用することの合理性をめぐる議論がほとんど交わされなかったことを示唆している。それはおそらく、複数の会計基準を同一の証券市場において併存させ、互いに競わせることの合理性に関するDye and Sunder [2001]などの先行研究が、そのまま広く受け入れられたことを示唆している

のであろう。

ただしもともと日本市場におけるIFRSの任意適用を念頭に置いて記されているわけではない先行研究の含意を、そのまま日本市場に適用できるかどうかについては、慎重な検討が必要である。かりにその含意を総じて日本市場に適用可能だとしても、議論の対象となる市場環境の違いが結論の無視できない違いを生む可能性もある。こうした事実認識から、第3節では、本学会の先行研究が暗黙のうちにそのまま受け入れてきた先行研究の含意を改めて検討する。複数基準が併存する状況の合理性に係る先行研究の含意は、日本市場の現状に適うものかどうかがそこでの主要な論点となる。

Ⅲ IFRSの任意適用に係る先行研究の含意

米国市場において国内企業にIFRSの適用を強制するのか、それとも米国基準の適用を引き続き求めるのかが問われていた時期、適用する会計基準に関して企業にどのような選択肢を認めるのかを主題とする学術研究が米国で多く公表されていた。本論文ではこのうち、前節でも言及したDye and Sunder [2001]に依拠して先行研究を整理する。Sunderらによる一連の研究成果のうち、本節での検討課題と最も密接に結びついているのはこの論文と考えられるためである。現状通り、会計基準を「独占的に」開発する権限を財務会計基準審議会(FASB: Financial Accounting Standards Board)に与えるのがよい、とみる論者と、FASBが開発した基準とIASBが開発した基準とを当面の間併存させ^⑤、米国の国内企業がいずれの基準を選択するのか、その動向を見定めながら最終的な決定を下すのがよい、とみる論者との対話形式で書かれているこの論文の要点を以

下に記す。

(1) 複数基準を併存させることの合理性
：主要な論点

Dye and Sunder [2001] が最初に論じているのは、複数の会計基準が混在する状況下で “race to the bottom” と呼ばれる現象が観察されるかどうかである (Dye and Sunder [2001], pp.259-263)。より多くの顧客を惹きつけようとする結果、競争の下で基準設定主体は、基準開発プロセスに影響力を行使することが多い財務諸表の作成者 (すなわち企業の経営者) に迎合しようとし、投資家らの意思決定に有用かどうかという観点ではなく、むしろ経営者にとって使い勝手がよく、作成負担の少ない基準を開発しようとする。その結果、開示される財務情報は競争を通じて質が低下する、というのが “race to the bottom” という議論の概要である。

他方でこうした懸念には及ばない、という議論も併せて紹介されている。例えば、相対的に質の低い会計基準を取って選択したことが市場関係者に知られた場合、その事実は経営者としての評価を低下させるおそれがある。こうしたメカニズムを期待しうるのであれば、経営者が一律に質の低いほうの会計基準を選択するとは限らない。また米国においては、FASB などが開発した会計基準は、証券取引委員会 (Securities Exchange Committee: SEC) がオーソライズしたときにはじめて一般に認められた会計基準として機能する。SEC が会計基準の質を識別できるのであれば、質の低さを理由として SEC にオーソライズしてもらえないおそれもまた、会計基準の質が低下するのを防ぐ役割を果たすはずである。

Dye and Sunder [2001] はさらに、基準設定主体が犯しがちな誤りとして「過度の標準化

(excessive standardization)」と「不十分な標準化 (insufficient standardization)」に言及している。会計基準の設定主体が収集しうる情報には限りがあることから、かれらが会計基準の新設や改廃に際して行うコストと便益の分析は不十分で不正確なものにとどまる。そのため、基準設定主体は過剰規制あるいは「過剰な標準化」のほうに陥りがちである。こうした事態は、会計基準の開発を単一の主体に委ねる場合により深刻となる。複数の会計基準を併存させ、どの基準が市場関係者によって採択されたのかに関する事実を把握し、それにもとづき規制のあり方に係る最終判断を下すことで、この過剰規制の問題は緩和されるであろう。Dye and Sunder [2001] は “race to the bottom” と関連づけ、こうした観点からも複数会計基準を併存させる方法の優越を説いている。

よく知られているように、特定の設定主体に会計基準の開発権限を委ねるやり方は、しばしば、比較可能性の向上という観点から正当化される。無条件にそういいうるかどうか自体、ほんらいは慎重な検討が求められる争点だが、ここではさしあたり会計基準の画一化が比較可能性の向上に資する可能性は受け入れる。ただその場合であっても、比較可能性の向上と財務情報に係る有用性の向上とは分けて考える必要がある。

たしかに会計基準の設定主体が市場関係者の間で共有されている価値判断や彼らが置かれている投資環境を常に、正確に把握できるのなら比較可能性の向上は有用性の向上に寄与しうる。しかし基準設定主体が「市場関係者の声」を正しく吸い上げられない場合、独占的な権限の付与は、投資家をシステムティックに誤導する結果を引き起こしかねない。Dye and Sunder [2001] は競争か、独占か (FASB による独占を許容し続けるか、それとも IFRS の

適用も容認するのか)の判断に際し、上記の点も考慮する必要があると説いている⁴⁾。

ここで確認した通り、“race to the bottom”と呼ばれる現象は生じないし、かりにそれが生じるとしても、さまざまなメカニズムを通じてその影響は緩和される、というスタンスで Dye and Sunder [2001] は貫かれている。そのうえで、むしろ複数基準を併存させることで、「市場関係者の声」を会計基準に適切に反映させることができ望ましい、と論じられている。会計のエキスパートを集めたところで会計基準の設定主体が収集しうる情報には限りがあり、設定主体の判断が市場関係者に思いに合っている保証はない、という考えが Dye and Sunder [2001] の議論を背後で支えているのであろう。

複数の基準を併存させることの合理性に関する、もう1つの重要な議論は、Dye and Sunder [2001]の後半にもみられる(Dye and Sunder [2001], pp.268-270)。“The cost of standards and experimentation”と題されたこの箇所では、(複数の会計基準による)競争のコストにみあう便益が得られるのか、がさまざまな形で論じられている。その背後には、会計基準が公共財としての性質を備えているとすれば、より良い基準を開発しようとする誘因を欠くことになるのではないか、という懸念がある。

こうした懸念に応えるのに先立ち、Dye and Sunder [2001] はまず基準開発に要するコストを(1)基準の開発自体に要するコスト、(2)開発された基準を適切に運用するために要する直接的なコスト、および(3)(経済的な帰結を勘案しながら)新たな基準に合わせて当事者が行動を変更する際に生じる間接的なコスト(調整コスト)に分類している。Dye and Sunder [2001]によれば、大きなコストは(3)のカテゴリーにおいて生じており、会計基準間の競争

を通じた削減が期待されるのはまさしくこのコストだとされている。

こうした効果を期待しうる理由の1つとして指摘されているのは、基準設定主体のメンバー構成の変化である。独占的な基準開発権限が特定の主体に与えられている状況では、当事者の利害にあまねく配慮しようという誘因が十分には働かないのに対し、競争下ではそれが働くことから、(3)に相当するコストの大きな削減を期待しうるというのが、そこで行われている議論の要点である⁴⁾。

(2) 複数基準を併存させることの合理性 : その他の論点

Dye and Sunder [2001] は、このほかにもいくつかの論点と関連づけて、複数基準を併存させることの合理性を説いている。例えば“race to the bottom”は生じない、という観点から複数基準を併存させることの合理性を説いた後、現状通り FASB に基準の開発権限を独占させたほうがよい、という論者に語らせる形で、複数基準を併存させるやり方に対する別の反論を紹介している。その骨子は、「市場関係者は自身にとって何が良い会計基準なのかを必ずしも常に理解しているわけではない」と要約できる⁶⁾。それゆえ会計基準のあり方が政治問題となった場合、ロビーイング活動の影響を受けやすくなってしまわないか、という懸念が指摘されている。

これに対し Dye and Sunder [2001] は、基準の開発権限を特定の主体に独占させたほうがロビーイング活動の影響は受けやすい、と説いている。むしろ複数の基準を併存させたほうが個々の設定主体に対するロビーイング活動の圧力は弱まるため、その影響を受けない形で会計基準を開発できるのではないかと反駁している。

Dye and Sunder [2001] は次に、「会計後進国」をも視野に収めて開発されている IFRS の質は米国基準よりも劣っているはずで、その適用を米国市場で認めることになれば、米国市場に提供される会計情報の質は総じて低下するのではないかと、という懸念にも言及している⁽⁶⁾。

こうした懸念に対し、IFRS が米国基準とくらべて質的に劣っているかどうかについての言及はみられない。両者の間に違いが存在することを事実上認めたとすべく、Dye and Sunder [2001] はそうした違いが深刻な問題を引き起こすことはない、という考えを示している。

質的に異なる会計基準は米国内に存在する複数の証券市場において併存しているが、そうした現状に批判は向けられていない。また米国の国内企業で IFRS の適用を指向するのは、「国際ルール」を適用すること自体に意義を見出している企業であって、「国際ルール」を適用することに価値を見出す当事者との接点が乏しい企業は米国基準を適用し続けるはずである。いわば経営上の戦略に応じて適用基準の「棲み分け」が図られるのであって、米国市場を指向している企業群の間で適用される基準が分かれるのではない。したがって等質的な企業群に適用される会計基準に不必要なバラツキがみられるわけではない以上、財務情報に質的な低下が生じる、という批判はあたらない、というのが Dye and Sunder [2001] による反駁の骨子である。

上記の論点とは別に、Dye and Sunder [2001] は、原則主義的とされる IFRS は、多義的な解釈の余地が残されているという意味で「緩やか (lax) に過ぎる」会計基準であって、FASB の会計基準が備えている固さ (tightness) を保持しなければならない、という議論も紹介している⁽⁷⁾。

こうした懸念に対し、Dye and Sunder [2001]

は、重要なのは形式の統一ではなく実質の統一だと説いている。取引の実質に適う会計処理での統一を図るために複数の処理が容認されるのは当然のことであって、複数の処理が混在していること自体が「会計基準としての弱さ」を反映しているわけではない、というのが反駁の骨子である⁽⁸⁾。

(3) 「日本市場における IFRS 任意適用」への援用可能性

これまでの議論を要約すると、Dye and Sunder [2001] では、主として(a)「市場関係者の声」の的確な反映と、(b)会計基準に係るイノベーションの促進という2点から、複数基準を併存させることの合理性が説かれている。こうした議論の一環で、ロビーイング活動への耐性という観点からも、複数の基準を開発している状況のほうが望ましい、という議論が展開されている。Dye and Sunder [2001] の置いている前提がそのまま成立するのであれば、こうした議論は日本市場にも適用しうるものと考えられる。つまり1つの可能性として、日本基準と IFRS とを日本市場において併存させ、その対象企業の選択状況に関する経験的事実をみきわめながら、日本市場における IFRS 受容のあり方を最終決定するやり方には合理性を見出しうる⁽⁹⁾。

ただし Dye and Sunder [2001] の議論が、事実になぞした検証が必要なくつかの(弱い)前提に支えられていることには注意が必要である。その典型例は、会計基準の違いに応じて、財務情報の質がどう異なってくるのかを情報の利用者が適切に理解する、というものである。

会計基準の違いがそこから生み出される財務情報の質的な違いとどう結びつくのかの推定が容易なケースもみられる一方で、会計基準

の違いが財務情報の質的な違いにどう寄与しているのかが必ずしも明らかではないケース、すなわち単一の座標軸に沿った比較が困難なケースも想定しうる。そういう状況でもなお、会計基準の違いが財務情報の質にどういう影響を及ぼしているのか、財務情報の利用者が的確に見抜けるかどうかは必ずしも定かでない。これは“race to the bottom”は生じない、という Dye and Sunder [2001] の立場を根底で支えている重要な前提であるから、それが成り立っているかどうかは、むしろ 10 年近くにかけての IFRS 任意適用の経験によって確かめるべき問題といえそうである。

IV おわりに —含意と展望—

研究大会における統一論題が日本市場における IFRS の導入を主題とした研究の棚卸しであったことから、本論文では、まず JAIAS 年報を対象として、IFRS 任意適用の合理性に関わる先行研究の棚卸しを行った。次いでその含意をふまえ、複数基準を同一市場で併存させることの合理性を説いた先行研究の代表であり、かつ IFRS 任意適用の合理性に係る JAIAS 年報の先行研究でも引用されることの多い Dye and Sunder [2001] で行われている議論を再検討した。

本論文が引き出した含意の 1 つは研究の棚卸しに関わるものである。JAIAS 年報に掲載された論文のうち、日本市場における IFRS 任意適用の合理性を主題とした論文はほとんどみられず、その数少ない論文も、Dye and

Sunder [2001] をはじめとする海外の先行研究を紹介することにとどまっていた。任意適用の合理性に係る新たな仮説を提示したり、既存の仮説を市場の特性に応じて修正したりすることを主題とする先行研究はみられなかった。ただ Dye and Sunder [2001] はもともと米国市場において、国内企業を対象に IFRS の適用を強制あるいは容認するかどうかは問われていた時期に記されたものであって、現在の日本市場を直接の対象としているわけではない。そこでの議論を現在の日本市場に適用できるかどうかは定かでないことから、本論文の後半では、Dye and Sunder [2001] の議論をレビューし、それが日本で行われている IFRS 任意適用の合理性を論じる際の枠組みとしても意味を持ちうるかどうかを検討した。

後半の作業から引き出された重要な含意は、Dye and Sunder [2001] の議論が現在日本で行われている IFRS 任意適用の合理性を検討する際にも有用な分析上の枠組みを提供している、というものであった。同時に明らかとなったのは、Dye and Sunder [2001] が無条件に複数基準の併存状況を正当化しているのではなく、基準開発に係る独占的な権限を特定の基準設定主体に付与する方法との優劣は、いくつかの前提条件に依存する旨が記されていることである。任意適用に係るこれまでの経験から、そこで記されている前提条件が事実根ざしているかどうかを確かめる作業は、いま現在進行形で研究を行っている現役世代に残された課題といえそうである。

著者	概要と留意
藤井[2006]	日本におけるIFRS受け入れ：想定可能な代替案の提示とそれぞれの論拠、およびそれぞれを採択することの影響を記述 J-GAAPの継続的な開発 vs. IFRSの原則的な受け入れ+必要な微修正 IFRSの適用を容認する範囲(EU企業だけか、それとも国内企業にも認めるのか) 一面的な「日本基準の孤立論」に対する警鐘
田中[2006]	日本に会計基準をめぐる彼我の違いを資産・負債アプローチに依拠しているのか、それとも収益・費用アプローチに依拠しているのか、という点に求めたうえで、いずれか一方を貫徹するのではなく、折衷案によって折り合いを見出すべきことを提案。
浦崎[2007]	Ball[2006]にもとづき、会計基準の統合化を図ることの意義と、問題点とを指摘。
向[2007]	IFRSの受け入れ方法には①相互承認、②継受(承認(endorsement)を含む)、③共同作業による基準設定(cooperative standard setting)および④一定の距離をおいた関与(commitment at a distance)がありうることを指摘。減損会計基準のように、統合化を図る対象であるIFRSのほうに改善の余地が残されているケースでは、無条件の受け入れを与件とせず、代替的な受け入れ方法も検討対象としたほうがよいと主張。
田代[2009]	金融危機がコンパージエンスに及ぼした影響を分析する一環で、会計基準の単一化を目指すことと、複数規準の併存を図ることの長所や短所を指摘。
猪熊[2009]	IFRSの受け入れが剰余金の分配規制に及ぼしうる影響を分析
加賀谷[2010]	(1)IFRS強制適用国に生じた経済的な影響をレビューするとともに、(2)日本企業がIFRSを導入した場合に生じる財務数値の変化を予想し、さらには(3)企業経営者が考える「IFRSの導入に関するメリットとデメリット」をインタビュー調査により説明。
郡司[2010]	IFRSの導入を公開企業に限定したドイツの事例を紹介するとともに、同様の方法を日本でも導入することは検討に値する旨を指摘。 (周辺諸制度を含む)会計制度の整備が進めばそれだけ、諸制度間の調整が必要となる旨を指摘。そのうえで、日本でローカルな視点とグローバルな視点との間でとくに鋭い対立がみられるのは、こうした調整の必要性が高い環境にあるためと指摘。
角ヶ谷[2011]	IFRSの受け入れに関して、当時の日本がとっていた「米国追従型のスタンス」に対し、そうした方法の問題点を指摘し、より自主的な対応を模索する必要性を主張。
杉本[2011]	会計基準の共通化・統一化が完遂されていない現状を紹介。そのうえで、さらなる統合化を進めるためにはコストを要する、という事実認識のもとで、いわゆる「基準間競争」のアイデアを解説。
岩崎[2014]	

注

- (1) JAIAS 年報を離れたところでは、太田 [2007] のような先行研究もみられる。
- (2) Dye and Sunder [2001], p.259 を参照。そこには 5 年から 10 年という期間が明示されている。
- (3) Dye and Sunder [2001] は “survival of the fittest and voting by feet” という短い箇所です。たとえ複数基準の併存を認めなくても、「適者生存の原理」にしたがい、やがて会計基準は市場関係者が望ましいと考えるものに落ち着くのではないか、という議論にも反駁している。かりにそうしたメカニズムが働くとしても、市場関係者が望ましいと考える基準に行き着くまでに多くの時間を要するかもしれないし、そもそも特定主体が基準の開発を独占している状況ではそこに行き着く保証もない、というのが反駁の骨子である。
- (4) このほか、いわゆるネットワーク外部性の問題への言及もみられる。ただしこの問題を過大評価してはならない、という文脈で語られている。
- (5) Dye and Sunder [2001], pp.263-264 “People may not know what is good for them” を参照。
- (6) Dye and Sunder [2001], pp.264-265 “The U.S. is different(better?) than the rest of the world” を参照。
- (7) Dye and Sunder [2001], pp.265-266 “Broader agreement means weaker standards” および “uniformity of form or uniformity of substance” を参照。
- (8) この議論に続いては、営利組織以外の利害にも関心を向けることが期待されている IASB の開発する基準が、営利企業の利害に適わないおそれもある、という批判が紹介されている (Dye and Sunder [2001], p.267 “International standards body may be captured by nonbusiness interests”)。こうした議論に対しては、いずれにせよ営利企業の意向を無視した基準開発など行えない、という形で反駁が行われている。ただし本論文の主題との接点は乏しいため、脚注における内容の紹介にとどめる。
- (9) ただし IFRS の任意適用状況からどのような事実を読み取り、それを最終的な IFRS 受容のあり方にどう反映するのかについては、慎重な検討が必要である。例えば米山 [2020] を参照。

参考文献

- 猪熊浩子「会計基準の国際化と配当可能利益の動向」『国際会計研究学会年報』2009 年度
- 岩崎勇「経済のグローバル化と会計基準の多様性の現状と課題」『国際会計研究学会年報』2014 年度
- 浦崎直浩「会計基準のコンバージェンスとその論点」『国際会計研究学会年報』2007 年度
- 太田康広「会計基準間の競争とコンバージェンス」『企業会計』第 59 巻第 3 号、2007 年、129-141 ページ。
- 加賀谷哲之「IFRS 導入が日本企業に与える経済的影響」『国際会計研究学会年報』2010 年度臨時増刊号
- 郡司健「ドイツ企業会計の国際化対応と IFRS 導入」『国際会計研究学会年報』2010 年度臨時増刊号
- 杉本徳栄「IFRS 強制適用問題の種間托卵化」『国際会計研究学会年報』2011 年度第 2 号
- 田代樹彦「金融危機が会計基準のコンバージェンスに与えた影響の検討」『国際会計研究学会年報』2009 年度
- 田中建二「会計基準の国際的統合とわが国の対応」『国際会計研究学会年報』2006 年度
- 角ヶ谷典幸「ホーリスティック観と日本の会計環境」『国際会計研究学会年報』2011 年度第 2 号
- 藤井秀樹「会計基準のコンバージェンスとわが国の制度的対応 —EU の同等性評価を中心として—」『国際会計研究学会年報』2006 年度
- 向伊知郎「国際会計基準の受け入れに関する日本の動向と今後の課題」『国際会計研究学会年報』2007 年度
- 米山正樹「日本市場における IFRS の受容 —『ポスト任意適用』を見据えて—」『会計・監査ジャーナル』2020 年 1 月号、近刊。
- Ronald A. Dye and Shyam Sunder, “Why Not Allow FASB and IASB Standards to Compete in the U.S.?” *Accounting Horizons* 15(3):257-271, 2001.
- Shyam Sunder, *Theory of Accounting and Control*, South-Western College Pub., 1996 (山地秀俊・松本祥尚・鈴木一水・梶原晃訳『会計とコントロールの理論—契約理論に基づく会計学入門』勁草書房、1998 年)